



IFRIC 第 12 号「サービス譲与契約」－政治的な議論

国際財務報告解釈指針委員会(IFRIC)は、2006年11月、解釈指針第12号「サービス譲与契約」(IFRIC第12号)を公表しました。PwC グローバル ACS のパートナー、Peter Hogarth が EU 域内で活動する企業への影響について解説します。

IFRIC 第 12 号は、公共セクターと民間企業とのサービス譲与契約における民間企業側の会計処理に関する指針です。IFRIC 第 12 号は、2008 年 1 月 1 日以降に開始する事業年度より適用されます。

IFRIC 第 12 号は、多くの営業者が現在行っているサービス譲与契約の会計処理を大幅に修正しています。IFRIC 第 12 号は、サービス譲与契約の一部として建設あるいは改良されるインフラを、金融資産あるいは無形資産として会計処理することを要求しています。営業者は、現金あるいはその他の金融資産を受け取る無条件の契約上の権利を譲与者からあるいは譲与者の指示により付与されている場合に、金融資産を認識します。また営業者は、公共サービスの利用者から代金を徴収する権利(許可)を得る場合に、無形資産を認識します。

IFRIC 第 12 号は新しい指針ではありません。なぜ今これを話題とするのですか？

欧州で株式を上場している企業は、「EU 域内での使用のために採用された IFRS」を用いて連結財務諸表を作成することが要求されます。これは、IASB の発行による基準を EU 域内で使用するには、それらの「承認」が必要であることを意味します。IFRIC 第 12 号は未だ承認されておらず、これが承認されることを想定すべきではないことを示す兆候がみられます。

欧州委員会の会計規則委員会における 11 月の会議では、いくつかの明らかに対立する意見が示されました。あるメンバーは、IFRIC 第 12 号はサービス譲与契約の会計処理に関する問題の一時的な解決策と考えるべきであり、当委員会はより適切な解決策を見出すために引き続き IASB と協力しなければならないと述べました。また他のメンバーは承認の迅速化を要求しました。

欧州委員会は、承認プロセスで用いる情報として IFRIC 第 12 号に関する有効性の分析を開始しています。この分析はショート・アンケートの形をとっており、2007 年 11 月の IFRS 第 8 号の承認で用いられたものに類似しています。欧州委員会は、事業者のみならず財務諸表利用者の意見にも関心を持っています。コメント募集期限は 2008 年 1 月 25 日でした。回答者が IFRIC 第 12 号の詳細に関心があるのか、それとも EU の承認による IFRS と IASB の発行による IFRS を揃えることによる利益に関心があるのかが明らかになるのは興味深いことです。

IFRIC 第 12 号の承認前にこれを適用したいと考える欧州企業にはどのような影響がありますか？

IFRIC の役割は、基準を解釈し、解釈指針を公表することで基準間のギャップを埋めることです。IFRIC はそれ自体が単独で基準を発行あるいは修正することはできません。これは、IFRIC の解釈指針が基準の改訂を伴わない限り、承認プロセスとは独立して、適用できることを意味します。しかしながら、IFRIC 第 12 号に伴う改訂(IFRIC 第 4 号「契約にリースが含まれているか否かの判断」の範囲および SIC 第 29 号「サービス譲与契約: 開示」で要求される開示に関して)が今後予定されています。企業は追加的な開示をすることで、本改訂の前後において SIC 第 29 号の規定に準拠することができますが、他方、IFRIC 第 4 号の改訂が承認されていないことは大きな問題です。サービス譲与契約の多くは、現在、IFRIC 第 4 号の適用範囲に含まれており、当該契約が IFRIC 第 4 号の適用範囲から外れるまでは、これに関する会計処理は全く異なるものになる可能性があります。

お問合せ： あらた監査法人(広報)

あらた監査法人

〒108-0014

東京都港区芝浦4丁目2-8

住友不動産三田ツインビル東館13階

電話:03-6858-0179(直通)

メールアドレス: aratapr@jp.pwc.com

あらた監査法人は、世界 150 ヶ国に 146,000 人のスタッフを擁するプライスウォーターハウスクーパース(PwC)のメンバーファームです。PwC のメンバーファームとして、会計及び監査において PwC の手法に完全に準拠した国際的なベストプラクティスを採用し、PwC のグローバルネットワークで培われた経験、専門知識、リソースを最大限に活用し、日本において国内企業および国際企業に対して、国際水準の高品質の監査を提供していきます。

© 2008 PricewaterhouseCoopers Aarata. All rights reserved.

'PricewaterhouseCoopers' refers to the Japanese firm of PricewaterhouseCoopers Aarata or, as the context requires, the other member firm of PricewaterhouseCoopers International Limited, each of which is a separate and independent legal entity.